

子ども・子育てビジョン

～子どもの笑顔があふれる社会のために～

平成22年1月29日

※ 「子ども・子育てビジョン」は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条の規定に基づく「大綱」として定めるものである。

目次

第1	子どもと子育てを応援する社会に向けて・・・・・・・・・・	2
	○ 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）	
	○ 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ	
	○ 生活と仕事と子育ての調和	
第2	基本的な考え方・・・・・・・・・・	4
	1 社会全体で子育てを支える	
	2 「希望」がかなえられる	
第3	3つの大切な姿勢・・・・・・・・・・	5
	1 生命（いのち）と育ちを大切にする	
	2 困っている声に応える	
	3 生活（くらし）を支える	
第4	目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策・・・・・・・・	8
	1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ	
	(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を	
	(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように	
	(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を	
	2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ	
	(4) 安心して妊娠・出産できるように	
	(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように	
	(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように	
	(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように	
	(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	
	3 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ	
	(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように	
	(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように	
	4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）	
	(11) 働き方の見直しを	
	(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を	
第5	今後の取組に向けた推進方策・・・・・・・・・・	11

別添1 施策の具体的内容

別添2 施策に関する数値目標

第1 子どもと子育てを応援する社会に向けて

○ 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）

子どもを大切にできる社会をつくりたいと思います。それはわたしたち人間すべてが子どもである時代を経て、大人へと成長する存在だからです。

子どもは社会の希望であり、未来の力です。子どもの笑顔があふれる社会は個人の希望や夢を大切にできる社会です。だからこそ社会全体で子どもと子育てを応援していきたいと思います。

子どもにとって安全で安心な社会は、すべての人にとっても安全で安心な社会でもあります。キッズデザインの普及や、質の高い子どもの居場所づくりは、日本経済の活力にもなりえるのです。わたしたちは子どもが社会の主体的な一員であると位置づけ、その子どもと子育てを国、地方、企業（職域）、地域、NPO、家庭、個人など社会全体で応援する姿勢を明確に打ち出すことで、豊かな日本社会をつくり続けていきたいと考えています。

また近年、家庭や家族の形態、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルは実に多様化しています。離婚や死別によるひとり親家庭、虐待を受けた子どもたち、障害のある子どもたち、定住外国人の子どもたち、など特別な支援が必要な子どもが増えています。「教育の格差」「子どもの貧困」の問題が懸念されている時代だからこそ、格差や貧困をなくし、その連鎖を防止していくことがわたしたちに求められています。

わたしたちは、子どもの権利条約も踏まえ、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなくてはなりません。

○ 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

そもそも、この国は、子どもを生き育てるといふ希望がかなえられる社会になっているのでしょうか。

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきました。しかしそれが目に見える成果として、生活の中では実感できない現状にあるのではないのでしょうか。

若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞しているといった現実があります。

これまで進められてきた少子化対策の視点からは、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に応える政策を生み出すことはできなかったのです。

わたしたちは当事者の目線で、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普通にかねえらえるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していかなくてはなりません。

各種の調査によれば、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっています。家庭を築き、子どもを生み育てるという個々人の選択が尊重され、それが実現される社会を築くことが大切です。

子どもと子育てを応援することは、「未来への投資」であり、子ども手当の創設は、その大きな一歩です。子ども手当等の支援と教育や保育等のサービスを「車の両輪」としてバランス良く組み合わせて、子ども・若者と子育てを応援する社会をみんなで作り上げていきたいと考えています。

○ 生活と仕事と子育ての調和

子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事をバラバラに切り離して考えることはできません。さらに、家庭や職場における男性と女性の役割についてもあわせて考えていく必要があります。

例えば、我が国の女性の年齢階級別の労働力率を折れ線グラフにした際に見られる、いわゆる「M字カーブ」を台形型にしていくことは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現でもあり、保育サービス等の子育て支援策や、職場や家庭における男女の役割のあり方とも密接に関連する課題です。

「子ども・子育て支援」を進める際には、「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策との密接な連携を図っていく必要があります。

若者の雇用を確保し、出産と子育ての環境を整備すると同時に、男性と女性の仕事と生活の両方を調和させていくことが、安定的で持続可能な経済社会の実現へとつながるものと考えています。

子どもと子育てをみんなで支えるセーフティネットを協力してつくりあげていきたいと思えます。

次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、この「子ども・子育てビジョン」は、子どもと子育てを全力で応援します。

第2 基本的な考え方

1. 社会全体で子育てを支える

○ 子どもを大切にする

- ・ どのような状況にある子どもであっても、多様性を尊重し、困難な状況に対しての支援を行うことにより、すべての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が等しく確実に保障されることを目指します。

○ ライフサイクル全体を通じて社会的に支える

- ・ 多様な家族形態や親の就労の有無に関わらず、すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく包括的に支えます。

○ 地域のネットワークで支える

- ・ 地域の子育て力を高め、それぞれの地域の特色を生かし、子どもと子育てを中心として地域のネットワークで支えるとともに、地域の再生を目指します。

2. 「希望」がかなえられる

○ 生活、仕事、子育てを総合的に支える

- ・ 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることは言うまでもありません。個人の希望する結婚、出産、子育てを実現するという観点から、子どもを生み育てることに夢を持てる社会を目指します。

○ 格差や貧困を解消する

- ・ 子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%、そのうち、ひとり親世帯については54.3%となっており、OECD諸国の中でも高い水準であることが課題となっています。
- ・ 親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化することがない社会を目指します。

○ 持続可能で活力ある経済社会が実現する

- ・ 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ・ 若者、女性、高齢者、障害のある者など働く意欲と能力を持つすべての人の社会参加を実現することにより、活力ある社会が実現します。
- ・ 将来世代に負担を先送りするのではなく、社会全体で必要な費用を賄うための負担を行っていくことが必要です。
- ・ 我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と最低を記録し、平成20年には1.37と3年連続で上昇しましたが、この動きが確固たるものになれば、少子化の流れが反転し、人口の急激な減少スパイラルからの脱却が図られます。

※結婚や出産に関する個人の希望が実現した場合の合計特殊出生率は、1.75程度になるものと試算されています。

第3 3つの大切な姿勢

1. 生命（いのち）と育ちを大切にす

『一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にします』

○ 妊娠・出産の安心・安全と子どもの健康を守るための環境整備や支援を進めます

- ・ 安心して妊娠・出産できる家庭、地域、社会をつくり、生まれてくる子どもたちを歓迎できるよう、妊婦健診や周産期医療など、安心・安全なお産ができる環境整備や支援を進めるとともに、生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を図ります。
- ・ 子どもたちの健康を守り、親の不安を軽減するため、小児医療の充実を図ります。
- ・ 子どもが欲しくてもできない方々の悩みや苦しみを少しでも軽減するため、男女を問わず、不妊治療への支援を進めます。

○ 子ども手当の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保します

- ・ 教育を含む子育て負担の軽減を図りつつ、次世代を担う子どもたちを社会全体で支える観点から、「子ども手当」を創設し、高校の実質無償化に取り組みます。

2. 困っている声に応える

『子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応えます』

○ 保育所に入れなかった子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるよう環境整備を進めます

- ・ 保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。
- ・ 放課後児童対策について、必要とする人がサービスを受けられるよう量的な整備とともに、質の改善を図ります。

○ 一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぎます

- ・ ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）が安心して暮らせるよう、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当等）の充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもが他の子どもたちと同じように健やかに育っていける環境づくりを行うとともに、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を進めます。
- ・ 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、家庭的養護の促進や施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。
- ・ 多様な家庭や家族の形態に応じて、また、定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちについて、権利擁護ときめ細かな支援を行います。

3. 生活（くらし）を支える

『若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えます』

○ 子どもや若者が円滑に社会生活に移行できるようにします

- ・ 社会経済情勢や雇用構造の変化を踏まえ、若い世代への就労・生活・自立に向けた支援など、「人生前半の社会保障」の充実を図り、若い世代の生活基盤を支えます。
- ・ ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援については、新たに制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策の展開を図ります。

○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、いわゆる「M字カーブ」の解消など、女性が出産や子育てのために仕事をやめなくてもよいように、また、出産や子育て後に円滑に仕事に復帰できる社会が実現するよう、働き方の改革と職場環境の改善を進めます

- ・ 政労使の合意による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」を着実に実行に移し、社会全体として働き方の見直しを進めます。
- ・ とりわけ若者など就労による経済的自立が可能な働き方ができる社会、結婚や出産、子育てに関する希望が実現される社会、性や年齢にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもって様々な働き方や生き方が選択できる社会を目指します。

第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

3つの大切な姿勢を踏まえ、次のような「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、取組を進めます。なお、具体的な各種施策の内容については、「別添1」に整理しています。

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・ 子ども手当の創設により、次世代を担う子どもたちを社会全体で支えます。
- ・ 高校の実質無償化、奨学金の充実等により、子どもの学びを支援します。
- ・ 子どもの「生きる力」を養い、安心して学べる学校の教育環境の整備に取り組みます。

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・ 非正規雇用対策(正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等)や若者の就労支援の実施(キャリア教育・職業教育、ジョブカフェ等によるフリーター等の就労支援)を推進します。
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づくニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援に取り組みます。

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・ 学校・家庭・地域の取組等を通じて、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めます。
- ・ 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境を整備します。
- ・ 文化・芸術活動、自然とのふれあいの場の提供等により、学びや遊びの体験を通じて豊かな人間性を育成します。

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・ 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減、新生児集中治療管理室(NICU)の整備等、相談支援体制の整備(妊娠・出産・人工妊娠中絶など)等により、妊娠・出産の支援や周産期医療体制(産婦人科医師、助産師等を含む。)を確保します。
- ・ 不妊専門相談センター、不妊治療に係る経済的負担の軽減等により、男女を問わず、不妊治療への支援に取り組みます。

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・ 潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消、多様な保育サービス（延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等）の充実、人口減少地域における保育機能の維持、幼児教育と保育の質の向上を図ります。
- ・ 保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）及び「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月閣議決定）に基づき、検討を進めます。その際、地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行います。
- ・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ます。
- ・ 放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの質の向上を図ることにより、放課後対策に取り組めます。

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・ 子どもが病気になっても安心して医療にかかれるよう、小児医療体制を整備するとともに、あらゆる子どもを対象に、一定の窓口負担で医療にかかれるようにします。
- ・ こころの健康づくり、「食育」の普及促進、子どもの事故防止等により、子どもの健康と安全を守ります。

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・ 子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当を父子家庭にも支給）の充実等により、ひとり親家庭を支援します。

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・ 障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援の強化、障害のある子どもや発達障害のある子どもへの教育と保育などの支援等により、障害のある子どもへの支援に取り組めます。
- ・ 児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。
- ・ 定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を行います。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・ 乳児の全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリー・サポート・センターの普及促進、商店街の空き店舗や余裕教室の活用等により、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ・ NPO活動への支援、ボランティアの育成、高齢者等の人材活用等により、地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します。

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように

- ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進、公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備の推進等により、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境の確保を図ります。
- ・ 建築物、公共交通機関、公園等におけるバリアフリー化、道路交通環境の整備、子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）、交通安全教育等により、安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進します。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ (ワーク・ライフ・バランスの実現)

(11) 働き方の見直しを

- ・ 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進、テレワークの推進等により、働き方の見直しに向けた環境整備を図ります。
- ・ 男性の育児休業の取得促進等により、男性の子育てへの関わりを促進します。

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・ 育児休業、短時間勤務等を取得しやすい職場環境の整備、育児休業中の経済的支援、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等により、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業を支援するとともに、子育て女性等の再就職支援を図ります。
- ・ 男女が職場で十分に能力を発揮しつつ、子どもを生み育てながら安心して働き続けられる職場環境となるよう、男女雇用機会均等の確保を図るとともに、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇を推進します。
- ・ 企業経営者等の意識改革、積極的取組企業の社会的な評価の推進など、企業等における取組の「見える化」によりもう一段の取組を推進します。

第5 今後の取組に向けた推進方策

1. 政府を挙げた取組

- ・ 本ビジョンに基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進します。
- ・ 省庁横断的な観点から、総合性と一貫性を確保するため、子どもや子育てに係る施策間の整合性や連携を図る取組を進めるとともに、「子ども家庭省(仮称)」の検討など、省庁のあり方についても検討します。
- ・ 男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、子ども・若者育成支援等の重要政策とともに一体的な取組を進めます。

2. 数値目標

- ・ 今後、5年間を目途(平成26年度)として、「別添2」に掲げられた数値目標を目指します。
- ・ 必要な費用については、次世代の負担とすることなく、公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組み合わせにより支えていきます。
- ・ 具体的には、毎年の予算編成において、厳しい財政状況を踏まえつつ検討し、限られた財源の中で効果的かつ効率的に必要な社会的基盤の整備を図ります。

3. 社会全体における理解と広がりをもった取組

- ・ 社会全体における理解と広がりをもった取組の促進のため、職場、家庭、地域、学校等における取組を促進するとともに、広く社会に向けた情報発信を行います。

4. 地域の実情に応じた取組

- ・ 各地方公共団体が定める次世代育成支援行動計画等に基づき、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。
- ・ 地方公共団体における子ども関連施策を担当する部署の横断的な連携の仕組みを強化します。

5. 点検・評価と本ビジョンの見直し

- ・ 関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行います。その際、子どもや子育て家庭の視点に立った点検・評価という視点を重視します。
- ・ 本ビジョンについては、施策の進捗状況とその効果、社会経済情勢、子どもの貧困率など子育て家庭の状況その他子どもと子育てをめぐる状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行います。

施策の具体的内容

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

《子育てを社会全体で支える》

□子ども手当の創設

- ・ 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもたちを対象として「子ども手当」を創設します。

《子どもの学びを支援する》

□高校の実質無償化

- ・ 公立高校生については授業料を徴収しないものとするとともに、私立高校生等については高等学校等就学支援金を支給します。

□奨学金の充実等

- ・ 能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対する奨学金や授業料の減免などの支援を行います。

□学校の教育環境の整備

- ・ 「生きる力」をより一層はぐくむことを目指すとともに、学校の教育環境の整備を推進します。

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

《若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む》

□非正規雇用対策の推進

- ・ 意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進します。

□若者の就労支援

- ・ 仕事と生活の調和の視点も含めた勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等をはぐくむキャリア教育・職業教育、ジョブカフェ、ジョブ・カード制度などによるフリーター等への就労支援など、包括的な若者支援に取り組みます。

□子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づき、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援を行うための子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図ります。

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

《生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める》

□妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

- ・ 妊娠や不妊治療、家庭・家族の役割について早くから情報提供が行われるように啓発普及を図ります。特に、妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階を踏まえ、学校段階からの教育の推進を図ります。

□乳幼児とふれあう機会の提供

- ・ 保育所、児童館、保健センターなどの公的施設等を活用して、中・高校生等が乳幼児と出会いふれあう機会を広げるための取組を推進します。

□学校・家庭・地域における取組の推進

- ・ 学校・家庭・地域において、生命の大切さや家庭・家族の役割、保育体験を含む子育て理解等に関する教育を推進します。

□「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

- ・ 多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」（11月第3日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後1週間）における啓発や、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図ります。

□家族形成に関する調査・研究等

- ・ 家族形成に関する調査・研究及び事例収集・分析を通じて、政策的対応に向けた検討を行います。

《**学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する**》

□地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

- ・ 学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施により、地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを健やかにはぐくむ活動を推進するとともに、家庭教育に関する地域人材を養成し、相談対応や学習機会の提供など、家庭の教育力の向上に向けた取組を推進します。

□消費者教育等の推進

- ・ 学校・家庭・地域において、消費者教育・金融経済教育を推進します。

□地域や学校における体験活動

- ・ 子どもたちと地域社会との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、全国の小・中・高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動などの様々な体験活動を行う機会を提供します。

□文化・芸術活動

- ・ 優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加を促進します。また、民俗芸能や茶道、華道などの伝統文化を体験できる機会の提供を支援します。

□自然とのふれあいの場

- ・ 国立公園等の豊かな自然の中で自然や環境の大切さを学ぶ機会の提供や、こどもエコクラブ事業による環境保全活動や環境学習を行うことへの支援を通じて、自然とのふれあい施策を推進します。

□農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

- ・ 森林等の豊かな自然環境、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の取組を推進します。

□子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）

- ・ 都市公園、河川や海辺、森林などで、子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、安全で自由に遊べるよう、環境整備を推進します。

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

《妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を確保する》

□妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減

- ・ 出産に係る経済的負担の軽減を図るとともに、市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診の公費負担などにより、妊娠の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。

□周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

- ・ 地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等への支援（新生児集中治療管理室（NICU）の整備等）、周産期医療に携わる医師・助産師等の確保、救急搬送受入体制の確保を図ります。

□産科医療補償制度

- ・ すべての分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・早期解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図ります。

□マタニティマークの普及啓発

- ・ 妊婦健診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対するやさしい環境をはぐくんでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。

□相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）

- ・ 生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点から、妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等での相談援助体制の整備を図ります。

《不妊治療への支援に取り組む》

□不妊専門相談センター

- ・ 男女を問わず、不妊治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図ります。

□不妊治療に係る経済的負担の軽減等

- ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には医療保険の適用を検討し、支援を拡充します。
また、不妊治療における安全管理のための体制の確保を図られるようにします。

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

《待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る》

□保育所待機児童の解消

- ・ 就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、保育所待機児童の解消を図ります。

とりわけ、待機児童の8割を占める3歳未満児の公的保育サービスの利用割合については、平成21年度末には対象児童の24%、潜在的な保育需要を合わせると、平成29年度には44%に達すると見込まれています。

このため、女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図ります。

その際、保育所の整備に加えて、小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、家庭的保育の拡充などを推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図ります。

□多様な保育サービスの提供

- ・ 働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図ります。

□家庭的保育（保育ママ）の普及促進

- ・ 家庭的保育（保育ママ）の担い手の育成や環境整備についての支援を充実し、その普及促進を図ります。

□幼児教育と保育の質の向上

- ・ 教育基本法等に基づき改訂された「幼稚園教育要領」の円滑な実施を図るとともに、教員研修や学校評価等の充実を図ります。
また、「保育所保育指針」及び「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育実践の改善・向上、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上を図ります。

□幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

- ・ 保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、社会全体で費用を負担する仕組みにより財源確保を図りながら、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）及び「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月閣議決定）に基づき検討し、平成23年通常国会までに所要の法案を提出します。その検討にあたっては、地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行います。
- ・ 新たな次世代育成支援のための制度体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ます。

【新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けての検討事項】

- ・ 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障
- ・ 市町村の責務の下、利用者への例外ないサービス保障等による利用者本位の仕組み
- ・ 多様なサービスメニューと客観的基準による指定制の導入等による潜在需要に対応した事業者の参入促進
- ・ サービスの質の向上
- ・ 基礎自治体（市町村）が実施主体
- ・ 社会全体（国・地方・事業主・本人）による費用負担

※例えば、フランスでは、「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理する仕組みとなっています。

《放課後対策に取り組む》

□「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

- ・ 「放課後子どもプラン」などの取組について、全小学校区での実施を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する総合的な放課後児童対策を推進します。

□放課後児童クラブの充実

- ・ 就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。

対象児童（小学校1～3年）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれていますが、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指します。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

《小児医療体制を確保する》

□小児医療の充実

- ・ 休日・夜間も含め、小児救急患者の受入ができる体制を整備します。
また、子どもについては、親の保険料の滞納状況にかかわらず、一定の窓口負担で医療にかかれるようにします。

□小児慢性特定疾患治療研究事業等

- ・ 小児期における小児がんなど特定の疾患の治療について確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を推進するほか、未熟児の養育医療費の給付等を行います。

《子どもの健康と安全を守る》

□予防接種

- ・ 定期の予防接種を円滑に受けられるような環境の確保に努め、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を図ります。

□こころの健康づくり

- ・ 児童思春期における心の問題に対応できる小児神経科、児童精神科等の医師の養成を図るとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門相談の充実を図ります。
また、児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。

□性に関する科学的な知識の普及と発達段階に応じた適切な教育

- ・ 思春期の人工妊娠中絶やH I V感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、健康教育や電話相談等を行うことにより、人間としてそれぞれの性を尊重すること等正しい理解の推進と性に関する科学的な知識の普及を図ります。

□「食育」の普及促進

- ・ 子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性をはぐくめるよう、家庭・学校・保育所・地域等が連携した「食育」の取組を推進します。

□子どもの事故防止

- ・ 家庭内における子どもの事故防止について、母子保健事業等の機会を活用し保護者に周知・指導を行うほか、建築物、公園等の施設や製品などに関する子どもの事故情報の収集・調査や情報提供により、事故の未然・再発防止及び安全性の向上を図ります。

さらに、子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。

□犯罪等の被害の防止

- ・ 学校、家庭やP T A等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進します。
また、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進します。

□子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

- ・ 子どもの成長・発達に影響を及ぼす環境要因（環境中の化学物質の曝露、生活環境等）を解明し、子どもが健やかに育つ環境の実現を目指すため、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施します。

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

《ひとり親家庭への支援を推進する》

□子育て・生活支援

- ・ 保育所の優先入所やヘルパーの派遣などによる子育てや家事支援などを推進します。

□就業支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等による就業支援、職業訓練などによる資格・技能の取得支援、在宅就業等を推進します。

□経済的支援の充実

- ・ 児童扶養手当について、母子家庭だけでなく父子家庭にも支給することとするとともに、母子家庭の自立を支援する観点から、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の充実を図ります。
また、平成21年12月に復活した生活保護の母子加算を引き続き支給します。

□養育費の確保

- ・ 養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員が、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うとともに、養育費相談支援センターにおいて相談員の研修等を実施します。

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

《障害のある子どもへの支援に取り組む》

□障がい者制度改革推進本部における取組

- ・ 障がい者制度改革推進会議の議論を踏まえて、障害のある子どもの支援を含む障害者制度改革を推進します。

□ライフステージに応じた一貫した支援の強化

- ・ 地域において障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに、乳児期、就学前、学齢期、青年期、成年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労などの連携した支援を行います。

□障害のある子どもの保育

- ・ 障害のある子どもの専門機関である障害児通園施設や児童デイサービスについて、地域への支援を強化する観点から支援を行うとともに、子どもの育ちに必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障害のある子どもの受入れ体制の整備促進を図ります。

□発達障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 発達障害のある子どもの早期発見、早期の発達支援、ライフステージに対応する一貫した支援や家族への支援など、地域における支援体制の充実に図ります。

□特別支援教育の推進

- ・ インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、教員の特別支援教育に関わる専門性の向上等により、特別支援教育の推進を図ります。

《児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する》

□児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

- ・ 児童虐待の現状を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高めます。

□児童虐待の早期発見・早期対応

- ・ 市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより児童相談所の体制強化を図ります。

また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員等の対応スキルの向上により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実に図ります。

□家庭的養護の推進

- ・ 児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充など家庭的養護を推進します。

□年長児の自立支援策の拡充

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図ります。

□社会的養護に関する施設機能の充実

- ・ 専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保等、子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう、現行の施設機能の在り方の見直しや体制の充実について検討します。

□施設内虐待の防止

- ・ 改正児童福祉法（平成21年4月施行）を踏まえ、児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図ります。

《定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する》

□定住外国人の子どもに対する就学支援

- ・ 「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成21年4月）に基づき、経済上の問題から就学が困難となっている定住外国人の子どもたちに対する就学支援を引き続き推進します。

□自死遺児への支援

- ・ 自殺により家族等を失った遺児への支援を充実するため、自死遺児支援に携わる民間団体等に対する研修の充実を図ります。

《子どもの貧困率への取組を行う》

□子どもの貧困率について

- ・ 子どもの貧困率について、継続的に調査を行いその状況を把握するなど、必要な対応を進めます。